

平成31年不動産鑑定士試験を受験予定の皆様へ

～次回試験より受験願書の窓口が都道府県から国に変わります～

都道府県の経由事務を廃止する法律改正（第8次地方分権一括法）の施行に伴い、平成31年不動産鑑定士試験より、書面申請の場合の受験願書の取り寄せ・出願方法が変わります。

具体的には、①受験願書の取り寄せ先・出願先がいずれも都道府県から国に変わります。また、これに伴い、②従来認められていた都道府県庁への持参による出願は廃止され、郵送での出願のみとなります。

なお、電子申請を行う場合の手続に変更はありません。電子申請の場合、受験手数料が割引かれるほか、受験願書の取り寄せ・出願に伴う郵送料も不要となります。電子申請の利用をご検討願います。

		従 前	平成31年試験より
書面申請 の場合	受験願書の取り 寄せ	郵送配布（都道府県庁）又は窓 口配布（国土交通省、都道府県 庁）	<u>郵送配布又は窓口配布（国土交 通省）</u>
	受験願書の出願	郵送受付又は窓口受付（都道府 県庁）	<u>郵送受付のみ（国土交通省）</u>
電子申請 の場合	受験願書の取り 寄せ	国土交通省ホームページ （変更なし）	
	受験願書の出願	電子政府の総合窓口（e-Gov）電子申請システム （変更なし）	

なお、手続きの詳細については、平成31年1月以降、国土交通省ホームページにてお知らせいたします。